

参議院物価等対策特別委員会会議録第十号

昭和四十三年五月八日(水曜日)  
午後一時六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君  
理事 岡本 悟君  
櫻井 志郎君  
村田 秀三君  
田代富士男君

委員 木村 陸男君  
林田修紀夫君  
木村美智男君  
田中寿美子君  
中沢伊登子君

衆議院議員 砂田 重民君  
武部 文君  
和田 耕作君  
有島 重武君

閣議 閣議者 有島 重武君

通商産業大臣 椎名悦三郎君  
宮澤 喜一君  
国務大臣 宮澤 喜一君

公正取引委員会 山田 精一君  
委員長 赤澤 璋一君  
経済企画庁調整局長 八塚 陽介君  
経済企画庁国民生活局長 坂元貞一郎君  
厚生省業務局長 坂元貞一郎君  
事務局側 宮出 秀雄君  
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員

通商産業省企業局長 下山 佳雄君

本日の会議に付した案件

○当面の物価等対策樹立に関する調査  
(物価問題に関する件)

○消費者保護基本法案(衆議院提出)

○委員長(大森久司君) それでは、ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

これより、当面の物価等対策樹立に関する調査中、物価問題に関する件を議題といたします。

本件に関する質疑のある方は順次御発言を願います。木村君。

○木村美智男君 きようは通産大臣、からだのぐあいが悪いようですから、短時間で簡単にひとつ御質問したいと思ひます。

当委員会では消費者保護基本法案の問題が山にさしかかっているわけですが、直接この質問に入る前に、大臣に、大型合併の問題についてぜひ伺っておきたい。これは私、第一番に、この問題の進行いかんによつては、いま審議をしておる消費者保護基本法案というやつが、何の消費者保護かという事態にもなりかねない、こういう意味で実は伺ひわけです。

特に、通産大臣が、八幡と富士鉄の合併問題が、社長会議というか、新聞発表になるや、待つてましたとばかりに、経済企画庁長官も、通産大臣も、あるいは山本次官も、積極的に賛成の意思を表明する、そうして、ただそれだけじゃなしに、もうすでにこれを認めたような立場に立つて、次の監視機構といった問題について、管理価格という心配もあれば監視機構といったようなことについて言及をされている。こういうことにつ

いては、私は、従来政府がとってきた態度からいって、どうも理解ができない。たとえば、汚職や贈賄問題等で政府の見解を聞けば、それは目下檢察庁が調査中でございますと、こういうふうなことを言っている政府として、本来この問題は独占禁止法に關係のある問題で、公正取引委員会――つまり行政委員会の分野の問題だと、それを、事前にそういう態度を政府首脳である閣僚が表明をするというところは行政委員会の中立性を侵すものだと、私はそういうふうにかんがへる。しかも、すでに認めたような印象を与える合併後の監視機構といったようなことに触れているということについては、これはまことに不公正な態度で、私はこの点はきわめて遺憾だと、こう思うのですが、この点について、大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 私は、あの当時、新聞に発表された――したって、その質問に答えたのが新聞に出ただけなんです。こつちから新聞に意見を申し入れて、それで私の見解を申し述べたというのではない。そのときのことが新聞に出ておりますが、今日の資本自由化の情勢に対処して、日本は、企業の大小を問はず、大はだまた過当競争の面があり、小は小でまた過当競争、そうしてしかも国際的に自由化されるということになれば、対外的な競争力がきわめて脆弱である、まあそういうふうなことが、程度の差はございませうけれども、共通しておるのではないかと、思います。そういう意味においては、この企業の集約化ということは、基本的にはこれは好ましいことであるという見解を述べたのであります。ただ、もちろん、その問題については、こまかい論議は、当然その発表のときに私は予想しておりました、そのことは多少述べたが、新聞ではそれを扱っておらない、このことだけまず申し上げておきます。

それから、いま御指摘の大型合併の問題は、合併そのものが、公正取引の立場から、合併するそのことが対象になる――直ちに対象になるというふうに私は解釈できないと思ひます。結局、合併によつて経済的な独占力が高まつて、この独占力というものをを用いて、そしていわゆる企業エゴイズムといひますか、独占の利を乱用して、そして排他的に利益を独占しようとする傾向がとかく出てくる、であるからして、そういうことに対しては、もうこれはどうしても取り締まらなげなう、これはもう言うまでもないことであつて、日本の公正取引委員会の使命もまさにそこにあるので、私は国民の利益を守る上においてこれはぜひとも必要な存在である、こう考えております。考えておりますが、合併そのものがすでにいかぬのだと、こういうことにはならない。でありますから、ある犯罪が行なわれて、それが裁判の問題になつておる、そういう場合にはもうすでに事司直の手にかかつているんだからこれはとやかく言うべきじゃないというのと違ひまして、合併そのものが独占力を直ちに乱用するということにはならないので、ただそういう傾向にある、そういう危険性があるというので、これに対して相当の警戒信号を出すということは、そこまでは私はいいと思ひますが、直ちに、市場の占有率が三〇%をこすものはこれはもうすでに経済的に一つの罪悪であるというふうな前提のもとにこれに対処するということは、これは間違ひであると思ひます。

○木村美智男君 大臣、進んで大臣が新聞発表したというふうには言っていない。私もそれは受け取っていない。しかし、大臣が答へられたというところについて、まあマスコミの取り上げ方も一つは悪いんだと大臣言うのかもしれないけれども、

しかし、その原因をつくつたのは、大臣が言ったんだから、確かにね。そこから見れば、やはり、言っていること自体——私は、合併そのものがいいかぬとか、それは大臣がどう言うべき筋のものではないとか、そんなことは言つてはいない。大臣は、それじゃ一体、独占禁止法の第十五条というものをどういうふうにかかっているのか。そういう十五條に抵触するおそれのある今回の具体的な八幡・富士鉄の問題が出てくるのは何れも私に一般論として大臣が述べられる分には何も私はどうこうと言う筋合いのものではない。ここを間違えないように。したがって、大臣が言っているようなそのことを聞いてはいいわけではない。つまり、合併そのものがいいかぬのだというのを私が言っているのではない。この具体的な富士・八幡の合併が少なくとも独占禁止法第十五條に抵触する可能性のある問題であるから、疑いのある問題であるから、したがって、それはそれなりその判断は行政委員会である公正取引委員会が認めるとか認めないとかという判断をすべきものなんだから、合併後の監視機構なんと言ふことは、すでに認めたという前提に立っているように受け取れるではないか、そういう態度というものは決して公正な態度ではございませぬよということを申し上げている。その点を言っているのです。

それからもう一つ、大臣も、その危険性ということについて全くないとは思ってはいないと思う。私はここで一番問題だと思ふのは、これは寡占状態にいま産業界があらゆる分野でなつてきているこの趨勢というものは、私も現実に認識しております。問題は、今度の場合のように、少なくともこれは一位と二位の合併。今日までの、三菱重工業に至るまでの合併というものは、これは大体、何というか、今回の八幡・富士あるいは王子三社の合併とは全く質的に違ふ。この点を大臣はどういうふうにご理解をされているのか。そしてそれは、何も私はシェアだけを問題にしているのではない。市場占有率と同時に、企業間の格差を私はやっぱり問題にしているわけですよ。それが、八位と

十位あたりが合併をしたとか、七位と九位あたりが合併したという問題は今日まである関係であつて、これは、言われるような危険性というものはある程度防止もできるし、合併する理由もそれなりに成り立つ。しかし、今度のいわゆる八幡・富士の問題は、それは全く違つたもので、そういう企業間格差を二つの合併によつてぐんと群を抜いて一つ先に出るというところに問題点があるのだ。これが大体、市場シェアの問題も含め、やがて管理価格あるいはプライスリーダーシップがでるから、十五條に照らして十分独禁法に抵触する疑いがある、こう私は申し上げているわけですよ。そういう問題について、ああいう大臣のものの言方というものは、これは今日やっぱ公正な態度とは言われない。それは、通産省内部で議論をされるのもいいでしょう。そういうことならかまわないし、一般論としてやられるのならいいけれども、たまたまこの問題が出てくるに、天下あけて何か合併でき上がつて認めたような、そういう雰囲気なり既成事実をつくつていくようなことを政府が音頭とりになって太鼓をたたき笛を鳴らすというふうな、こういう関係は、これは決してよくないではないかと、こう言っているわけですよ。

それから国際競争力の問題についても、事鉄鋼に関する限り、国際競争力は十分ですよ。時間がありませんからその議論はあとで次長のほうと十分したいと思ひますが、鉄鋼に関しては国際競争力は十分ある。現に、きのう八幡製鉄の社長がヒルトンホテルで講演した中にも、合併の目的は国際競争力のためといったようなことは私は言っていない、競争力はあると思つて、こういうことを言つていますよ。現に、何というか、ケースをあけて説明するまでもないので、十分いまアメリカの鉄鋼業をしのいで国際競争力に勝つて

いるわけですよ。だから、そういう意味では、国際競争力という問題は、これは私はそういう関係は理屈にならないというふうにかかっている。しかも今度の合併について合併の当事者自身が言つておることをよく聞いてみれば、私がこの前の委員会で企画部長官に質問をしたと全く同じことを当事者が言つてゐる。つまり、八幡製鉄と富士製鉄の合併構想は、行き過ぎた鋼材の価格競争を抑えて、それで生まれる利潤で企業内部の蓄積をふやし、体質を改善するのがねらいである、合併によつてあがる利益の分配をよく聞かれるが、それをすぐに値下げという形で消費者に返すのは理屈に合わない——明確に言つてゐるわけなんです。価格安定、これが目的なんですから、だんだんこれはプライスリーダーシップを形成することはもう目に見えてゐることです。そういうものであるにもかかわらず、大臣がいま言われた趣旨とは少し実質の内容が違ふじゃないか、だから、もうちょっと慎重に政府首脳部は態度をとつてほしいということが私の言わんとするところですよ。大臣、どう考えますか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 一々私は新聞をそう丁寧に見ているわけじゃないんですけど、何か、当然これはもう許されてしかるべきものであつて、もう既成事実としてこれを認めて、その前提に立つて私がものを言つたというふうな印象を新聞紙上から得られたとすれば、これはもう全然私の真意を伝えるものではございせん。具體的にどういふことの表現でございせんか存じません。私は一々それを丁寧に読んでおられません。ただ、たゞ概括的に、これは当然のことなんだ、是認さるべきことなんだというふうなことを前提にして何かものを言つたとすれば、それは、私はそのつもりでものを言つた覚えがないので、真意を伝えるものではないということをお断わり申し上げておきたいと思ひます。それから十五條の問題は、私も条文の趣旨は理解しております。この二つの会社の合同によつて、ほとんど鋼材に關してフェアコンペティションの余地がもうなくなつたというところまでいつておるとすれば、これはもう合併そのものが問題になるのでありまして、公正取引委員会も、成り行きを見てというふうな、そういうことなしに、直ちにこの問題に対して委員会のほうで判断というものが一応そこに出てなければならぬ。事柄はそうではないのでありまして、この両社の合併によつて鋼材全体としては三五、六%のものであつて、このほかに一%を占めるものが三社あり、六、七%のものが一社あるということでありまして、まだフェアな競争をする余地は十分に残されておるのみならず、今日におきましてはいわゆる国際競争というものも非常にしやすくなつておるのでありまして、三〇%をこえて三五、六%になつた段階においても、国内においてはいま申し上げたとおり、そうして国際的には門戸が開放されておるといふようなことでございまして、私は、それ自体直ちに問題があるということではないと思ひます。したがって大綱的には好ましい方向に、基本的には好ましい方向である、こういうふうな判断して新聞記者の質問に答えたような次第であります。ちょっとこのことだけを申し上げて御了解を得たいと思ひます。

○木村美智男君 大臣が、かりにそれじゃ新聞で印象を与えられているようなものが私の真意じゃない、つまり、認めるような前提でものを言つた覚えもないし、したがって大綱的には好ましい方向だと、この程度の立場で質問に答えたんだ、こういうことでこれは了解をしておきます。ただ、後段のほうの鉄鋼の問題については、国際的に見ても国内的に見ても、大臣の認識では、この二社合併ができて十分自由競争が行なわれる、そういう条件にある、こういうふうにおつしやられたわけですが、これは私は少しく問題があるというふうに思ふ。というのは、これは、第十五條の解釈、あとでいろいろ公権解釈も何かなければいけませんけれども、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」というこの条項は、私は、今度の八幡・富士が合併することに

よつて、たとえば冷延鋼材を一つとつてみても、珪素鋼板については六五%になるわけだ。亜鉛鉄板は六三%、あるいは鋼板や広幅帯鋼の場合には四〇%、それから今度は冷やすほうじやなくて、あつたまるほうの圧延鋼材のほうを見れば、鋼矢板については九四%、それから重軌条、レールについては八七%、大形形鋼においては六〇%、薄板でも四八%です。粗鋼の三五・七%、これだけを見て、大臣、ものを言っているようだけれども、いまのような品種別に見ていっても、これはたいへんな問題だといふことが言えるわけなので、大体二社が九四%、八七%も占めておつて、これで自由な競争が行なわれますか。少なくともここでは新会社は市場支配力を発揮していく条件になつていくと私は見ているんです。そういう状態を現実分析をしていって、これはどういふ説明をなさるんですか。これは説明を聞かしてもらわなければならぬ。粗鋼の三五・七%だけをとりあへずのを見るときは、ちょっと私は危険な見方であるし、実際にもこれはそぐわない見方だと、こつこつに思つています。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これはこまかい議論になりますので、一応私の考え方を申し述べますが、品物別に見ると、いま御指摘のとおりであることは事実でございます。ただ、レールは、需要者がもうほとんど国鉄に限られておるといふような状況、それから鋼矢板は九五%ですが、ただいま、川鉄水島あるいは福山の鋼管、この二社が大規模をすでに許可されて増設中でございますので、これがやがて稼働いたします。その場合には相当な能力がここに生まれるわけでございます。その比率についていろいろ問題があると言えはありますが、そういう将来のこれに対する可能性がある。それから電気鋼板は、第二位の川鉄のシェアが三三%でございます。その間の競争関係というのはこれは成り立ち得る、こつこつにならうに考へておられますが、これらのこまかい比率の問題についてはいろいろ公正取引委員会等において御調査の結果公正な結論が生まれる、そして

てそれによつて是正すべきは是正する、補正すべきは補正するといふことにならうかと思ひます。

○木村美智男君 大臣、時間ないようですから、おつしやるとおり、こまかい問題については、もうこれは省略をします。

ただ、もう一つ大臣に頭に置いていただきたいと思ふのは、いままでの合併と今回の合併の問題は異質のもので、質が違ふのだと申し上げている点なんです。大臣、きようはちよつと大きな声を出しているのは、聞き取りにくいように見えるもので、ですから大きく言っているんですが、いままでの合併と異質だといふことは、合併にはいろいろな型があると思ひますが、大きく分けると大体二つぐらいに考えられると思ひます。たとえば、石川島重工業と播磨造船が合併したといふのは、大型船建造部門を拡大するといふようなことで合併をしております。それから日産とプリンスがやつた場合には、村山工場を吸収することによつて生産能力を拡大をした。あるいは住友セメントと野沢石綿セメントをやつた場合には、やはり産根工場、これを獲得をし、そして生産力の拡大をはかる、こつこつにいろいろなことで、大規模の工場部門を拡大したり、あるいは新規の部門に進出したり、さらに経営の多角化のために合併をするといふようなことで、こつこつに合併の場合には、確かに規模は大規模になりますけれども、そのなつた企業が価格を管理するといふ力量まではまだ持たないです。こつこつに合併の場合には、いわば企業の拡張投資の一つの形態なんですから、私は、これは独占禁止法としても抵触することもないし、したがつて公正取引委員会も今日までこれを認めてきたと思ひます。ところが、今回の場合は、先ほど申し上げたようなこまかい数字あげるまでもなく、それぞれの品目別に見ても圧倒的なシェアと生産量といふものを、その新しい会社が、何と申すのか、一社独占といふ形になつていくわけですから、九〇%、八〇%といふようなことになれば、まさに独占ですよ、

これわね。支配下の関連産業、これを加えていつたら、もつと比率は高くなる。したがつて、競争を排除し、あるいは競争を抑える、市場支配力といふものを獲得をしていく、こつこつにねらひを持つたといふ合併の形だ。そういう意味で、従来の合併と今回の合併は質的に違ふのだ。だから、今後十分ブライスリーダーシップといふものがそこできちやうとつていく。したがつて、私も消費者保護基本法といふ法律をいまつくろつていける。そういう立場から考えても、この合併問題は、単なる企業の合併とか大型化とかという抽象的な問題としてはこれは考えられない。もつと国民生活に密着をした結果として、独占禁止法が期待をされているこの国民経済の円満な発達といふかね、そういうところに消費者の利益を守りつつ進めていく独禁法の趣旨から言つて、これはやっぱり十分に、今回の場合は、違反の疑いが濃厚だといふふうに考えられるものだから、したがつて、大臣には、まあ先ほどおつしやられたことが真意だといふならば、閣議でも多少申し合はせをされたやうであります。やはりこの問題については政府は慎重な態度をとつて、そして独禁法本来の立場から、将来に向けて誤りない産業政策といふものが確立をされるやうに大臣にもとくとひとつ御配慮をお願いしたい、こつこつに、私まあそれ以上大臣にこまかい議論をしようとは思ひませんが、せんから、私のいま申し上げたやうなことで御理解がいただけるなら、大臣、きようはひとつ大臣に対する質問はこれで終わりたいと思ひます。いかがでしょう。

○国務大臣(椎名悦三郎君) いや、よくわかりました、おつしやることは。まあ、石川島播磨あるいは日産プリンス等々の場合と違つて、各品目別にこれをしきりに検討しても圧倒的なシェアではないかと、そこで、従来とよほどこれは性質が違ふのだといふことは、確かに御説のとおりでございます。しかし、それだからといって、競争を排除する、あるいは市場独占の目的のもとにやつて

論を出すには早いのでありまして、少なくとも、競争排除あるいは市場独占といふような違反を犯しやうい状態にあると、そこまでは私は認め得ると思ひます。そこで、御指摘のとおり、これに對しては、通産省の立場から言ひましても、絶対に国民経済に害悪を流さぬやうに、あらゆる万全の取り締まり、監督を怠つてはならぬと、さうに考へておる次第であります。

○木村美智男君 大臣、こつこつでございます。そういう立場でひとつ慎重にやつていただくやうに重ねて要望いたしまして、大臣に対する質問は終わります。

公正取引委員長にはお伺ひしたいのですが、この間、前回のこの委員会、私、経済企画庁長官に——いま通産大臣と少し議論をしたのですけれども、それに関係があるわけですが、実は、合併してからと、いろいろ弊害が出てきた場合に、この企業を取り締まるといふことは、今日のこの独禁法自体では非常に無理があるのじゃないか、こつこつに私質問いたしましたら、企画庁長官は、このことについて、大規模な法で十分それらのことはやれるといふ意味のことを言つて

いるわけだ。大規模な法を申し上げますと、寡占体制を独占または半独占体制と考へるのは誤りだといふことは私も考へていないのですが、この体制下でも自由競争は十分行なわれるし、大型合併でコストを引き下げ、その分を消費者に還元することができると、こつこつに言つています。このことは、稲山社長が言つておられることは、全く業界がそつとないと言つておられるのに、一生懸命大臣はこつこつに言つておられるので、これはあとで企画庁長官と十分議論をしたいと思つておるところなんです。何でこつこつにこつこつに、業界から考へていないことを、一生懸命政府が先に立つて言わなければならぬか。これは質問がこつこつと別ですけれども、しかし、一方では弊害も生まれやうい、さすがに弊害も生まれやういことを、通産大臣と同じやうに認めておられます。このため、大型合併のことは、公取委に認可された

あとも、価格、販売状況などの市場報告を自主的に提出をさせるようにしたい——この点は、私、そんなものはまるつきり信憑性がないというやりとりをしたところなんです、この八幡製鉄・富士鉄両社の合併問題にからんで、このような自主報告をするように両社の首脳と公取委にも言っているんだ、こう言っているわけなんです。お聞きになられているかどうかはわかりませんが、私が特に聞きたいのはこのあたりなんです、公正取引委員会が合併を認める場合には各種の条件をつけることができる、たとえば管理価格が生じやすい品目を公正取引委員会が指定をして、その品目について、コスト、生産状況、販売状況などを公取委に報告させるようにすればいいんだ、そういう条件が一つつけられるということ、それから臨検や検査ができるということ——まあこら辺までは何とか理解ができるのですが、この独禁法には罰則規定もついているので法律の姿としてはこれで十分である、もし企業が罰則を受けるのを覚悟で管理価格を形成した場合にどうするかということ、これは法律の運用にかかっているが、公正取引委員会は価格のきめ方を是正させることもできるし、場合によっては独禁法の十七条の二によって合併後の企業に対して排除命令——合併後の企業に対しては、排除命令を出すこともできる、この排除命令の中に——ここが一番私問題点だと思ふのですが、企業に対する分割命令も含まれていると解釈する——これは新学説で、私の理解する限り、この排除措置の關係、少なくとも十七条の二を讀んで、こういう解釈は出てこないのですが、これは宮澤長官独自の考え方です。私は、強権解釈として、公正取引委員会は、この点は認めるとか認めぬとかは別に、これは今日直ちに、やはり解釈論としては明らかにしておく必要がある、こういうふうに思うものですから、ここひとつ委員長にお伺いしたい。

○政府委員(山田精一君) ただいまの御指摘の点でございますが、当面問題となっております会社の名前を引用いたしますことは避けさせていただきます。

きたいと思ひます。ごく抽象的に申し上げたいと存じます。

十七条の二の条文につきましてはお尋ねでございますが、これは場合を限定いたさないといけませんと思ひます。

と申しますのは、もしもA B二つの会社がございまして、それが第十五条の規定に基づきまして合併の届け出を公正取引委員会にいたしましたといふ第十五条第一項に違反する疑いがあると認めまして、所定の期間、これは三十日——これは短縮も延長することもできることになっておりますが、便宜上三十日と申させていただきます。——三十日の間に公正取引委員会におきまして合併が適当でないという勧告なり、あるいは審判開始決定をいたしました仮定いたします。その後、審判の日数も当然ある程度かかるわけでございますから、その間に、三十日の法定期間が満了いたしましたとして、もしA B両会社が合併の手続をいたしましたとして仮定をいたします。さういふ場合におきましては、審判の結果、審判に基づきまして、第十七条の二によって、そのA B合併いたしました会社を分割する排除命令は出し得るものと、かように考へます。

ただし、いま申し上げました場合と異なりまして、C Dという二つの会社が合併の届けをいたしましたといふことです。そしてそれに対して公正取引委員会が第十五条の第一項に触れる疑いがないものと判断をいたしましたとして、三十日の法定期間が経過いたしましたとして、C D両会社は平穩かつ公然に合併の手続をいたします。その後において事情が変更いたしましたとして、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような場合が発生いたしましたときには、十七条の二による分割命令はできないものと、かように考へておる次第でございます。

○木村美智男君 そのあとのC Dという一般論のたとえですね。これは非常にわかりやすいのです。だけれども、A Bのはうは、私のあれかもし

れませんが、要するに、スムーズにいかないの、片一方は待ち切れずに合併の手続をやってしまった、しかし、その後審判が出た、これはだめなんだという審判の結果が出た場合には分割命令を出すことができる、こういう理解でいいですか。

○政府委員(山田精一君) その審判の結果の排除処分といたしまして、分割をも命じ得るものと考へております。

○木村美智男君 そうしますと、一般論と具体的なこと、まあ宮澤長官の言つたのも、私はある意味では一般論として理解できると思うのです。味がございまして、場合によつてはという、その場合が問題だと思ふのですが、大体現実の問題に当てはめるとわかるような気がするのですが、どうもこれは聞いても委員長答へる方がないので……。

わかりました。それじゃ有権解釈としては、分割命令を出し得る場合と、だめな場合と、二つあるということがはつきりましたから、一応これは一般論としては、私さうは了解をしておきたいと思ひます。

ただ、この中で、もう一つは、管理価格というものがあるがすべて独禁法に抵触するようにならうに考へておる発言があったわけですが、答弁が。私は、実はこれは独禁法の解釈を多少誤っているんじゃないかと思ふのです。なぜかという、現行法では管理価格というものを有効に規制することができないからこゝそ第十五条というものが逆にあるんだ。こういうことについて、公正取引委員会としてやはり明確にする必要があるんじゃないか。なぜさういふことを言うかという、どうも私は、最近の動きを見ますと、世界の趨勢が何かは別にしまして、独禁法なんというものはどっかへいつてしまつて、特に財界や業界あたりでは、全く独禁法に対する理解というものはどっかへ飛んでしまつて、もつぱら合併合併といつてくるから出てくるもので、やつてくることの中から出てくるもので、もう少し一般に独禁法を理解してもらふとい

うような意味合いを含めて、理解してもらふのは講演会だの説明会ばかりでなしに、やはりいま私が申し上げたような管理価格というやうなものについて規制ができないから第十五条というものがあつたんだといったやうなことの解釈を明確にする必要があるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、これは委員長、どういふふうに考へられますか。

○政府委員(山田精一君) 御指摘の管理価格でございますが、管理価格というものをいかに定義いたしますか、これは非常にむずかしい問題であらうと存じます。現に、アメリカの上下両院の合同委員会、管理価格問題につきまして、たしか二年余りかかりまして調査をいたしました、私の見たところでは、あまり明快な結論というものは出なかつたやうに考へております。したがういまして、管理価格とは何ぞやという定義はむずかしい問題でございますが、きわめて常識的に考へました場合に、管理価格の中で独禁法に明らかに抵触するものはその一部であると思へております。すなわち、独占またはカルテルによりまして管理価格が設定されております場合には、これは明らかに独禁法に抵触いたしますわけでございますが、そのほか独禁法に直ちに抵触いたさないところの管理価格の分野があるように考へます。したがういまして、公正取引委員会といたしましては、いままでも管理価格の調査に着手しておるものではございませんけれども、まだはかばかしい進行を見ませんので、今後さらに一そう管理価格問題の調査検討につとめたい、かように考へておる次第でございます。

○木村美智男君 一般論でけつこうですが、私は、独禁法というやうなものをよく読んでみまうと、大体「エ」は三〇%をこえるというやうなことは危険であらうというやうなことをいわれておりますが、さういふ状態に一つはあるということ、それから一定の取引分野の中に競争というものがほとんどないという状態が出てくる、あるいはそれだけの生産品目、今度は三〇%なんというものが

ど三十六階ですね。ほかのは一一％、三つあると言つておりましたが、十一階のビルが三つあつて、三十六階がばんとできた。ちやうどその覆が閏ビルみたいなものだと思ふのです。そういうものでもしできてくる場合に、いま言つてゐるようなこゝろよりうなものが出る場合に、一般論としてですが、独禁法というものにやはりこれはどうも抵触する、そういうものではないのかという理解をせざるを得ない。そう考えなければ、独禁法というものは何のためにあるのか、十五条というのは何のためにあるのかということになるし、逆にそうでないというなら、じゃ大体十五条なんという条文は要らないのじゃないかという疑問にもなる、戻ってくる、こういうことになるので、私はやつぱり、ビルのたとえをしちや悪いけれども、まあ丸ビルやら九階十階のビルのところへ三十六階ができれば、独禁法の十五条からいうとやつぱりたいへん問題であるということになるのじゃないかと思ふのですが、これは一般論でけっこうですから……。

○政府委員(山田精一君) 従来たびたび御説明申し上げましたごとく、私どももいたしましては、三〇という数字を具体的に適用するつもりもございません。従来の合併を認めましたケースで、三〇よりもはるかに高いものが多々あるわけでございます。それから霞が関ビルのとえをお話しになりましたが、原始独禁法におきましては企業規模の格差ということがはつきりと書いてあったわけでございますが、現行法におきましては、そのことばは削除されております。したがいましで、シェアでございますとか、しばしば申し上げましたごとく、競争企業との事業能力の比較、あるいは需要業界との取引状況とか、新規企業の参

○木村美智男君 だいたい抽象的ですから、何とも申し上げられませんが、しかし、これを一応かりに認めるにしても、認めないにしても、シェアなり需要業界の関係や、代替品や、輸入品の関係です、ね、こういうものはもういずれにしても明らかにして、したがってイエスであり、あるいはノーであるということに公表されるわけですね。その段階で議論をしちゃ、実際はおそい問題でもありますが、やむを得ないですね、これは。そういう意味で、いまの質問の答えとしては、まあやむを得ないと思いますよ。ただ、委員長ひとつ、こういう超大型合併といったような時期には、特に私は現実にとりだとは言わぬけれども、往々にして政治的な圧力というのがやっばりかかりやすいんですよ。そういうことが推測されるがゆえに、公正取引委員会としては、この際き然たる態度で中立性というものを嚴重にやはり守り抜いてもらいたい、私はこういう気持ちが一ぱいなんです。特に、もう日本における独占禁止政策というもの、独禁政策というものが、私はこの問題を契

機にしてあるいは運命の分かれ道かとも思う。場  
合によつたら公正取引委員会という行政委員会  
はなくなつてしまふかもしれぬし、独占禁止法とい  
うものも、全く空洞なんというもののじやなくて、  
空文化してしまふ。それはもう、どんな、ささい  
な食品の不当表示だとか、不当景品であるとか、  
そんなものを扱うのが本来の公正取引委員会じゃ  
ないと思ふんですよ、使命は。したがつて、財政  
金融政策と並んで、独禁政策がどうであるかとい  
うことは、やはり日本経済にとって今後の発展に  
きわめてこれは大事な時点で、その意味では、公  
正取引委員長は、私、今日では内閣総理大臣以上  
の重要なポイントに立たされている、率直に言つ

それからもう一つの問題は、似かよったような問題が二つ出ておりましたね。しかし物事というのは、長引いていくと、何となく何とかなったやつたなというふうなことは世の中によくあり得ることです。私は、やはりいろいろそれは作業をし、公正取引委員会自体としてやられていくことです。私、どうこう申し上げる筋合いはございませんけれども、やはりできるだけ早く結論を出していただきたい。何も拙速をする必要はないんですけれども、しかし、どうなんだろうということ、やはりもっぱら公正取引委員会のほうを日本国じゅうが向っているわけですからね。そこにやはり一つの方向を指示するということはたまたまいへん大事だろうと思うので、こういう、でかい問題が出ていますから、慎重にはしなければならぬと思いますが、やはりできるだけひとつ早い機会に方向づけをすることを、特にこれは委員

長にお願ひしたいと思ひます。

前のほうはお気持ちだけでけつこうですが、お聞かせいただければと思います。

○政府委員(山田精一君) いつも同じことをお答え申し上げて恐縮でございますが、慎重に、かつ厳正に判断をいたしてまいらるる決意でございます。

○木村美智男君 公取の委員長ね、少し伺いたいと思うんですけれども、私、實際問題として、今日の日本の鉄鋼業というのは、これは一体、世にいわれているように、国際競争力はどういう状態にあるかということについては、まあ私はさつき見解は申し上げちゃったんですけれども、公正取引委員会としてもいろいろと調査をされたり、や

○政府委員(山田精一君) 抽象的にしかお答えできませんで、はなはだ要領を得ないかもしれない。具体的な問題につきましては、まだ調査に着手する段階でございますので、私の口から、あらかじめ断定的な、予断的なことを申し上げることは差し控えていただきたいと存する次第でございます。大型化することが国際競争力をつけること、これは端的にそいう方程式は成り立たないやうに存じます。いろいろな場合がございます。業種、またその企業の態様によりまして、大型化することが国際競争力を強化するものもございますし、しからざるものもあると私は考えております。

○木村美智男君 それから、大型化すると、設備投資を効率的に運用できるとか、あるいは技術開発がうまいくとか、こいう問題については、委員長、どういふふうにお考えになりますか。

これは、なぜそいうことを聞かかというかと、私は、今日の設備投資といったようなものについては、産業によつては、国民のいわば零細な郵便

貯金であるとか、そういう關係を財源にした、やはり財投なり産投なりという資金が相当注入をされていつておるといふことを考えてみると、各企業が設備投資競争をやるような状態を何か野放しのような状態に置く、と言つてはある程度言い過ぎかも知れませんが、それに近いような状態にあることは決していい状況じゃないのじゃないか、好ましい状態じゃないのじゃないか。少なくとも投資委員会みたいなものをつくつて、国家的に見ても、企業的重要度とか緊急度合いとかいうようなことを勘案しながら順番をつけて、そして限られた資金を有効に投入をしていくというふうな、こういうものが今日大蔵省にもなければ銀行

の側にもないというところに、私は放漫な設備投資という問題が行なわれてきて、実は景気過熱なり不況なりといった、こういう激しい波が出てきているというふうな関係を考える、この設備投資というふうなものについても、大型化すればそれでよいのだというだけで今日その大型化を手放しに歓迎していくということにはならぬと思う。逆に、アメリカのUSスチールなんかの例をとれば、大型化したために、そこに安定価格を置いて、その上にあぐらをかいたから、逆な意味で言えば、技術開発もある程度おろそかになつて、そこへうまいこと日本の鉄鋼は発展進出をしていくという余地をつくつたということが言えるので、そういうことを考えたり、あるいは管理部門を縮小して大型化する場合、非常に能率的なものになるというところについて、これはやはりよりけりなんであつて、経営のスタッフをどうつくるかいかんによつては、大男総身に知恵が回りかねと昔からよく言うわね。私は、逆に、大型化することによつて、この部門なんでものは、にっちもさっちもいかぬようになる場合だつて考えられるから、これは日本の経済の将来にとつては、ほんとうに慎重にやはり検討していかなくやならぬ問題のように考えるわけです。多少勉強も含めて、いろいろお教えをいただこうと思つて、いま御質問を申し上げているわけですが、その辺、いかがでしょう。

○政府委員(山田精一君) 後段の、御指摘になりました大型化と、それからその企業なり設備なりの効率との関係かと存じますが、これはやはりケースバイケースでいろいろ違ひではないかと思ひます。これは企業の種類によりまして非常に違いますけれども、設備が一つのプラントの意味でございませう。企業でなくて、設備が、プラントがある程度大規模になりませんかという、経済的に見て不利益であるという企業はたくさんあると存じます。そういう場合に、まあこれを大型化と申してよろしいのか、中型化と申してよろしいのか、独力でそれだけの経済規模に達するところの大型設備を建造できないというふうな企業があるいは合併をいたし、あるいは共同出資をいたしまして当該設備をつくる、これは国民経済上プラスであると考えられる次第でございませう。これは、これはどこまでが適正規模であるかということ、やはりケースバイケースで判断する以外にないのではないかな。はなはだ不徹底ではございませうけれども、そのように考える次第でございませう。それから前段の、投資につきまして、何か計画委員会的なものををつくる必要があるのではないかなというお話でございませうが、これは、総理大臣なり大蔵大臣なり、国政の問題としてお考えいただくこととございまして、独禁法を運用いたします私の口から申し上げる事柄ではないように存じます。

○木村美智男君 あとのほうのお答えは、まことに公正な態度で、私敬服をいたしました。これは大蔵大臣なり、まあ適当なところにいづれ伺いたいと思つていますが、ただ先ほどいろいろ通産大臣と私やりとりをしておりました、今日の段階です。から、具体的な問題について公取委員長としては言えないだらうと思つてますが、少なくともいままで扱つてきた合併問題について、これはやはり私は、結論的に独禁法といふものについて抵触をしないという判断をされて認められてきたんだと思つております。その意味は、具体的にさつき石川島の話やあるいはセメントの話やら自動車の話を出したわけですが、しかし、そういうもの、質的に私が違つたと言つた、こういう見方というものは、これは委員長、いかがですか、どういふふうにお考えですか。また別の見方もおありかと思ひますが、ひとつ、見解というか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山田精一君) 当面問題になつてまいりそうな具体的な事案につきまして、これは従来のものと異質であるとかあるいは同質であるとかいうことを、調査に着手いたします前の段階において、先ほど申し上げましたような、あらかじめ断定するような、予断的な判断を申し上げることはぜひ差し控えていただきたいと思います、かように

に存する次第でございませう。ただ、きわめて重要なケースであるということは承知いたしておりますので、先般来申し上げましたごとく、慎重に、また厳正に判断を加えていきたい、かように考えております。

○木村美智男君 たとえば、私、一つの例として、三菱重工工業の場合なんか、大型合併の場合に特徴的なものが一つある、たしか、あの合併は規模としては相当巨大なものになつたわけですね。しかし、あの場合には多少緊急避難的な要素を持つておつた。現に取引分野の中なんかを見ましても、公取委員長がさつき、需要業界との取引の関係と言われましたが、自動車なんか三菱重工の場合やつていますね。しかし、自動車では圧倒的なトヨタ、日産というのがあるわけですから、これはもう、そういう意味では、企業の規模はでかいけれども、何というんですか、プライスリーダーを構成するような能力は全然持たない。それから造船なんかにしても、石川島播磨だというのが控えておるから、何ぼ三菱重工が船をつくることも、それが圧倒的なシェアを持つわけではなく、もちろんプライスリーダースhipといふようなことにはなつていかな。産業機械なんかについてもそうです。むしろ、これは注文かなにか受けてつくるほうが主だということも考えられる。こういう場合には、大型化というのは、どんなにでかくなつても、ちつとも、何というか、心配をする必要はない。いわゆる自由競争が行なわれ、価格はその中で安定をしていく、ひいてはコストダウンといふものが消費者に還元をされていくような、比較的スムーズなそういう経営なり運営が行なわれる状態になりやう、そういう場合は、だから、こういうものでもあれば、あまりきわめて大事な問題だということも言わぬだらうと思ふからね。そういう意味では委員長の気持ちもわかるような気がするのですが、しかし、私どもは先ほど申し上げたような心配もあるし、これは単に、国民一般としては、いまのところは、企業と企業が一つになつてでかきものができるのだとい

う程度にしか理解されてないかもしれない。日がたつて従つて、これは実はおれたち自身の問題だという理解に変わりつつある。現に両社長さんなんかも、世論の動向を見てなんということを言っていますか、もう最近では、これはだいたい、きょうなどは通産大臣なんかも変わりましたけれどもね。大体賛成者といふのは、佐藤総理大臣と通産大臣と、通産大臣といふよりも通産省ですね、それから経済企画庁長官、それに業界の一部。これはもう完全に業界でも、明確に反対をしている、反対意見を述べているところもあるし、事業界はなべて、やはりもう、価格の高位硬直化ということが出てこなければいけないという心配を述べています。これがだんだん浸透してきまして、私は、そういう意味で、公取委員会として、ある程度そういう世の中の動きも見ておられるのかもしれない。そういうことも含めて、ひとつ慎重に、しかも厳正な、そういうことで、やはり出すべきときには、きつたる態度で、明快に、ぱしとやつてもらいたいというところを、くどいようですが、お願いをして、きょうのところは、もうこれ以上具体的な話というのは御無理なようですから、私の質問はこれで終わります。

通産省が、せっかく次長以下来ておられるので、何でおれを呼んだのだといつておこられちゃいかぬから、少し何つておきますが、さつきあいう意味で、合併後の監視機構というふうな話を、それはけしからぬと言つたけれども、一応出た話としては、そういうけしからぬ、けしからぬ話、これはもう一応抜きにして、少しお伺ひしていきますが、何か具体的に、もう考えておられるのですか。もし、検討でもされている、あるいは内部でまとまつてきているというふうなことがあれば、ひとつ出してもらいたい。

○説明員(下山佳雄君) 先ほど来先生がお話になつておられますように、最近の大型合併について、これを認めるかどうかというところは、公取の判断に待つておるわけでございませう。したがいま

して、私どもとして、公取の判断が下るのを待つておりますけれども、もしそれが認められるという事になりますならば、私どももまた、所管省といたしまして、必要な行政はやっていく必要はあるんではなからうかという事で、寄り寄り研究はいたしておりますけれども、別に省として何もきまされたものはありません。ただ事務的に研究しているだけでございます。

○木村美智男君 事務的にというのは新聞にはもろ出てくる。それはこまかいことはよく私もわかりませんが、たとえば、消費者、需要家の参加した価格監視機構をつくる、こういうように一つはあるのですが、そういうものをかりにつくるとする場合は、どういう構成になって、そうしてどういうやり方で監視をしていくのかというようなことは、これはひとつ、検討をしておたら、その検討の段階の範囲でいいから……

それから二つ目には、寡占品種について、要するに對抗的な企業を育成するという事を言われているわけですね。これは思いつきで言ったのではないだろうと思うので、たとえば、いま問題になっている製紙関係と鉄の関係は別として、ほかの企業でいいですから、そんなのは問題はないから、そのところを例にとつて、たとえば對抗企業というものはこういうかっこうで考えているんだと、育成というものを、そういうことを一つ例を出してもらつと、大体考え方がよくわかるような気がする。

それから三番目には、この寡占品種での価格が急に上がった、あるいは管理価格が出たというような場合には、関税定率法を改正するという、ちよつとこれは私、通産省、ある意味では画期的で、ある意味では冒険的なことをよく言い出したものだなあと思つて感心したり、びつくりしているのですが、緊急に政令か何かで関税を引き下げることが出来る体制をつくるのだと、新制度をつくるのだと、こういうふうに言っているわけですがね。これはしかし、いま例外的に認めているのはあるけれども、現行法ではなかなかちよつとむ

ずかしいのじゃないかなというように私は判断をするわけですね。この点は一体どういうふうに考えられているのか。

大体その三つくらいについて、少し例やなんかを引いて、いま検討していることを話をしてみてくれませんか。

○説明員(下山佳雄君) 先ほども申しましたように、公取がこれらの合併につきまして判断を下しました場合には、つまり認めるという判断を下しました場合には、やはり国民の間に、かかる合併が認められた場合には管理価格が形成されるのではなからうかというような懸念があるわけでございます。そのためには、やはり通産省として、これに対応する何らかの行政措置をとつていかざるを得ないのじゃないか、そのような姿勢を少なくとも打ち出していかねばならないのではなからうかということで、寄り寄り研究はしております。先ほど来先生がお述べになりましたような監視機構というふうなものではございませんけれども、通産省は通産省として、やはり実態を常に把握をしておく必要はあるだろうと思つて、やはり問題が起きたときには、これは従来からやつておりましたけれども、鉄鋼価格が非常に暴騰いたしましたような場合におきましては、これに對しまして適宜通産省としてとり得るあらゆる措置はとっております。このようないことを今後やつていく仕組みを考へることも必要であらう。

それから競争会社の育成につきましても、御承知のとおり、各業種につきまして設備調整といふことをやつております。わが国の産業は、各業者とも非常に設備競争が盛んでございまして、設備調整をやつておるわけでございますが、そのような設備調整をやりますにあたりまして競争業者の育成につとめていくということが、これがいろいろ懸念されておるような管理価格の形成の弊害を除去するために役立つものではなからうかと考えておるわけでございます。

また、関税の問題につきましても、これもいろいろ寄り寄り研究はいたしております。研究はい

たしておりますけれども、当然、これは法律の問題でございますし、非常にいろいろむずかしい問題があるようにも思つております。したがしまして、これにつきましても、何らまだ結論が出ておるわけではございません。いろいろそういうような問題について研究いたしておることは事実でございますけれども、新聞等においてこの辺の点がちよつとよく出てはおりますけれども、別に通産省として方針をきめたというふうな段階ではございません。

○木村美智男君 冒頭に少しおこつちやつたものだから、口をつぐんで、あまり言わぬようになつたから、大体その辺にしておきます。

ただ、価格の問題で、監視体制といつたようなことについては、やはり従来の経験からいふと、あまり行政介入すると、やはり官僚統制的なことに受け取られて失敗をしたという過去のこともあるわけですから、そういう意味では問題がある点だろうと思つております。これは、かりにやる場合でも相当考へていかねばならぬ問題だと思つております。いずれにしても、公正取引委員会が判断をした後においてという関係の中の話をするのは、ちよつと無理だろうと思つておりますから……。わかりました。

そこで、もうこれで終わりますが、せつかく次長が来ておられるので、一つだけ聞いておきたいのは、最近、ものすごい交通事故の関係で、これは、言つてみれば消費者保護の立場からなんです、何といつても去年は年間三百四十万台くらい車が新しくできた。いまや一千万台を突破をしたという状況の中での年間死者が、とにかく一万六千でしよう。けがが六十四、五万になるわけですよ。そういうふうな状況を見ると、私は、今日通産省として、いまの自動車の生産という問題について野放しにしておいていいのかどうかという問題は、これは政府の態度という事にもなるかもしれないが、何かやはり考へていかねければならぬところに来ておるのじゃないかという気がするわけです。それで、言つてみれば、輸出と

いうような関係を考へれば、どんどん輸出の車をつくつていいけれども、国内消費の關係については、やはり今日の道路の問題、あるいは交通事故の問題、人命尊重といつたようなことから考へていくと、どうも狭いところに凶器がほんとうに突つ走つておるという形なんですから、そういう意味合いから言つと、通産省としても、やはり、鉄鋼も一位だから、造船も一位だから、自動車も一位にならなければいかぬというふうなことで、そういう立場だけで今日いつておつてよろしいのかどうかといふことについては、これは、大臣には、時間がかつたものだから……。多少、最近検討でもしておられるか、あるいはどういう方向を考へておられるか、あれは答えていただくし、そういうことはないとことならば、ひとつこれは、通産行政としても真剣に考へてみてほしい問題といふことで、もし検討しておれば答えていただきたい。

○説明員(下山佳雄君) たいへんに重大な、またむずかしい問題でございますが、何と申しましたも、非常に需要が旺盛でございますので、そこにいわばまた生産の抑制ということになかなかない事情があるわけでございます。ただ、通産省といたしまして、安全対策等につきましまして、できるだけ力を注いでおるといふふうに私は承知いたしております。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、本件に関する質疑はこの程度にとどめたいと思つてます。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起としてください。

○委員長(大森久司君) それでは、これより消費者保護基本法案(衆議院第一号)(衆議院提出)を議題といたします。

本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。田代君。

○田代富士男君 きよらは、ただいま委員長が申されました消費者保護基本法案のことにつきまして私は質疑をしたいと思います。きよらはお忙しい中、提出者の衆議院の武部、和田、有島の三人の先生方も御出席していただいておりますし、この問題につきまして、最初に厚生省関係、それから経企庁関係について、私は順次質問をしていきたいと思ひます。

この提案理由にも、「本案は、国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の利益の擁護及び増進に關して、国、地方公共団体、事業者の果たすべき責務と消費者の果たすべき役割を明らかにし、かつ、その施策の基本となる事項を示すことによつて、消費者の権利を守り、消費生活の健全な発展をはからうとするものである。」と、このように述べてございます。ここに書いてあることが全部実現されたならば、もう何も言うことがございせんが、現実には、いまここに示されている提案理由の説明とは遠い状態じゃないかと思ひつゝなんです。

その一つ一つを具体的な例の上から私は申したいと思ひますが、当物価委員会におきましては、たびたび消費者の立場からいろいろな問題につきまして質疑を行なつてまいりました。ところが、今回消費者保護の憲法と言われるところの消費者保護基本法案がこのように議題にのぼつてきたというところは、一歩前進の姿とも言えるんじゃないかと思ひつゝなんです。しかし、私自身、現実とこの法案の趣旨説明とはかけ離れているというところにつきましては、厚生省に對しまして、健康保険の赤字を根本的に改革するにはどうすればいいか、この問題につきまして種々数回の委員会におきましてやつてまいりました。

その一つの例としまして、健康保険の薬の請求高が薬品の全生産量を上回るような金額にもなつてゐる。そこにも問題があるのではないかと種々検討してまいりました。具体的な例といたしまして、薬品が——健康保険で指定されている薬品でございますが、これが薬のメーカー、あるいは問

屋、あるいはプロパーの手を通しまして医者に渡るときに、三〇％添付、あるいは五〇％添付、あるいはひどい場合には一〇〇％添付というふうな事態、またそのような薬品の購入に際しましていろいろ景品等をつけた販売がなされてゐた。この問題につきまして正常に戻すべきであるということとは、厚生省当局に對しまして私は昨年から言ひ続けてまいりました。それに対して、厚生省当局は、御趣旨に沿つてちゃんと指導してまいりました。こゝろはこゝろは私はたびたび聞いてまいりましたが、事実、一時的にはとまった場合もございますが、私もその後言ひつゝばなしというわけにはまいりませんから、この問題を着実に一つ一つ、通達を出しました。あるいはメーカーの関係者を集めていろいろな指導もいたしました。そのようにしてきたと言われておりますが、現在、私がいままでしてきたことに對しましてどのような状態になつてゐるか、このように好転したというならば好転したという事例、あるいは現在はこのような状態になりましたという現況につきまして、厚生省の当局から最初にお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 医家向けの医薬品の販売に關しまして、当委員会でもたびたび御指摘を受けてゐるわけでございます。特に、いま御指摘のような添付なり景品等の点について、過剰サービスが従来たびたび問題になつたわけでございます。私も、やはり医薬品の販売という問題については、従来から業界を指導してまいつたわけでありまして、何と申しまして、販売の姿勢、あるいは販売の秩序、そういうものを正しい方向に持つていくというところは、先生御指摘のとおりでございます。従来からいろいろ努力をいたしてまいつたわけでございますが、残念ながら、なかなか早急に改善ができなかつたという点はまことに遺憾な点だと、かように考へてゐるわけでございます。

そこで、いま御指摘のようになつて、販売の現状がどのようになつてゐるかという点でございますが、私も全国的に数多いメーカーあるいは販売店等に対して、機会を見まして、いろいろな通達なり、あるいは口頭の勧告なり、指示なりを今日まで繰り返してやつてまいつたわけでありまして、数年前に比べますと、確かに全般的な傾向としては逐次改善の兆が見えておりますが、まだ、いま申しましたように、数多いメーカーあるいは卸等の中には、若干、過当競争のために、われわれの意圖が十分了解してもらへず、販売上いろいろな御指摘のようないふ事実が今日まであつたことも、これも認めざるを得ない点でございます。そこで、先般来私どもも、たびたびの当委員会の御指摘もございましたので、あらためて、本年の三月十九日、この点に關する通達を出しまして、今後医家向けの医薬品の販売については正しい販売秩序を確立できるように、早急に業界自身として自肅態勢をとつてもらうということが一つ、それからいろいろな事例等については早急に改善の努力をする、このことを末端の第一線の販売店等にも十分趣旨を徹底するといふような点についての指導通達を出してまいつたわけでございます。今日、そのような自肅態勢といふものが、業界もほんとうに真剣によりやくそういふような気持ちが出てまいつたようでございます。実は本日、医家向けメーカー五十社が集まりまして、自肅態勢といふものをどのようにして早急に確立するかという点を相談いたしておるわけでございます。私も、そういう自肅態勢の一つの方法として、いわゆる公正競争規約といふものを早急に実施の方向で検討してはしむといふ強い申し入れを業界にやりましたので、業界も、本日の会合等で、そういうような方向に向かつて早急に医家向け医薬品の販売姿勢を是正しようといふ機運がよりやく高まつてまいりましたので、あとしばらくこのようないふ公正競争規約等の動き、あるいはまた現実に販売秩序がどのように是正をされつつあるかという点について、今後十分監視を続けながら指導をしてまいつていきたいと、かように思つております。

○田代富士男君 坂元局長の、最近の事情をあらわしての御答弁でございますが、昨年、私は、七月も、十月も、十二月末の国会の終わりがちでも、この問題をやつてまいりました。そのたびごとに、いま局長が言われたような御答弁を聞いてきました。しかし、その間に私も調べてまいりましたが、いま、数年前に比べるならば、状況というものは逐次好転をしてきてゐるということでございますが、最近の実例を申しますと——いままで私は実例をあげてきました。御承知のとおりだと思ひます。私の指摘したことを厚生省としてもおつかみになつたと思ひます。最近のやり方につきましては巧妙になつてきておりました。自肅じゃないのです。そのような行為をやつながら、巧妙にやつながら、やつていないやうなふりをして、これは最も卑劣な行為になつてきてゐるので、私もこゝろこゝろを言ひたくはありませぬが、局長は、きよらも、そういう医家向けに對する販売姿勢を是正していきたいと、そのように検討するうちに強くだしてゐると思ひますが、また、すぐにとりわけにはいかぬけれども、そうならなされてゐると言ひますが、実情はさうでないのです。何ら變わらずに極秘のうちに、そういうものがだんだん姿を見せなくしてなされてゐる。しかし、やつてゐる行為はどこからともなくあらわれてきます。

その実情を私申しますと、これは、台糖ファイザーというメーカーがありまして、ここの「コサ・テトラシン」といふ薬が、薬の名前はむずかしくてはつきり言へませんが、広範囲の抗生物質の一種だと言ひますが、「二百五十ミリグラム、百カプセルの包装ですが、これが四千五百円になつております。ところが、百カプセル四千五百円の製品が、医者に渡される場合、あるいはそういう問屋から販売される場合は五〇％の添付がついております。そうしますと、買ひ手は百カプセルでございます。ところが、もらうほうは五十

から指導をしてまいつていきたいと、かように思つております。

から指導をしてまいつていきたいと、かように思つております。

から指導をしてまいつていきたいと、かように思つております。

から指導をしてまいつていきたいと、かように思つております。

カプセル、合計して百五十カプセルが四千五百円であり、一錠の単価は三十円になる。これが健康保険の薬価基準では五十四円になっている。同じく台糖ファイザーの「マトロマイシンT」、これはマクロライド、抗生物質の一つだそうだが、薬の内容のことにつきましても詳しく存じませんが、はつきり申し上げますが、物価委員会は、価格の問題、そういう大衆の立場に立つてやる問題ですから、内容までもやらなくちゃならないのですが、逐次内容までも勉強いたしますが、これが二百五十ミリ、百カプセルで七千七百円。これに對しましては八〇%の添付です。そうしますと八〇%の添付で、薬価基準が八十八円十銭。そうすると、これが百八十錠、単価で計算すると四十二円七十銭、これが八十八円十銭になる。それから山之内製薬の「ホリゾン」という精神安定剤、これは十ミリグラム五千錠、これは二十二万円でございす。これが三〇%の添付になっております。だから、一錠当たり三十三円八十銭になるわけなんです。これの健康保険の薬価は五十六円五十銭。それから中外製薬の「ソナコン」、これも同じく精神安定剤、十ミリグラム、これも五千個です。同じく二十二万、この添付は五〇%添付です。そうしますと二十九円三十銭。薬価五十六円五十銭。同じく塩野義の「セルミン」、これも精神安定剤です。これは十ミリグラム、五千錠、二十二万。これは五〇%の添付。金額はいま申しましたから省略いたしますけれども、一つの例をとってみましても、このくらい例になっております。また、いままではクロマイは主として三共でつくられておりましたけれども、それはクロラムフェニコールという薬の一種らしいですが、これが東洋製薬という名前だそうですが、正式な会社の名前は東洋製薬であつたか、ちよつとその点は未確認でございますが、その薬、「クロマイ」という薬ですが、二百五十ミリグラム、百錠四千五百円。これが三〇%添付。藤沢薬品の「ケミセチンS・F」、これが二百五十ミリグラム、百錠、四千五百円が三〇%添付。

このような実情になっておるわけなんです。これに對しまして、厚生省としまして、そのような指導をやつてまいりました。逐次改善に向かつておりますと、いまの局長の答弁ですが、私はあります。まゝの実情を申し上げました。このような実情でも、逐次よくなった結果であります。局長の答弁のとおりで言うならば、これがよくなった結果であつたならば、従来はもつとひどい結果であつたとみなさざるを得ないわけなんです。この事実に對して厚生省当局としていかがお考えでございすか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 医家向け医薬品の販売にあたりまして、過大な現品添付というものが従来非常に度々過した形でなされてきた、これは事実であるわけでございます。昨年あたりから、私も、先般申しましたように、機会あるごとにそのような現品添付、過大な現品添付というものを極力最大限の自衛をしてほしいという指導をやつてまいりました。まだ未端まで現品添付の点についてのわれわれの意図が十分徹底していないというところは、はなはだ残念なわけでございます。いま数々の品目について御指摘がございました。私も十分な指導なり監視をやつてはいるつもりではございますが、何ぶんにも数多いメーカーなり、あるいは数多い医療機関との商取引の裏の実態というものは完全に把握できないという面も、はなはだ残念な点であるわけでございます。機会を見て、われわれは、そのような事実を見つ次第、厳正な措置をやつてまいつてきておりますが、やはり一つには、メーカーなり、卸なり、あるいは医療機関というふうなもの、この関係者のモラルの問題が一つ基本的にあるかと思ひます。そのようなモラルの向上ということも、われわれは十分気をつけてまいらなかつたかと思ひます。それからまた第二点としましては、われわれ当局の役所側としまして、そういうようなモラルに訴へた態度というものをとつてもらうということも当然指導しなかつたわけでありまして、違反の事実な

り、遺憾の事実があつた場合の事後措置等も十分厳正にやつていきたい、また、やつていかなきゃならぬわけでございます。そういうような両方の面を十分今後われわれ念頭に置いてこの問題に對処していく必要があるかと思ひます。

そこで、私も、毎年毎年いわゆる保険医療に使用します薬剤の薬価の調査というものを昨年からやつていくわけでございますが、本年もすでに調査がほぼ終了しまして、現在集計段階にありまゝです。そのような薬価調査というものによりまして、市場の実勢価格というものを的確に反映させる必要がある。そうした調査に基づきまして、薬価基準の改定も夏から秋ごろにかけてまた本年実施したい、こういうような計画を進めております。いま御指摘のような行き過ぎた事実、これは即刻調査をいたします。しかるべく措置をいたしたいと思ひますが、と同時にまた、薬価調査なり、薬価基準の改定というものを定期的にやります、少しでも適正な医家向けの価格というものが保険薬剤の価格として反映をいたしますように、そういう面からも今後努力をいたしていきたい、かように思つておるわけでございます。

○田代富士男君 私がいま申し上げました商品名に對しましては、きょう初めて申し上げた商品名が多いわけなんです。だから、その商品名に對しては知らなかつたということがあります。私がいままで申し上げた中で一番最初に問題にしたのは、持続性活性ビタミンB<sub>1</sub>の問題でございます。これは一番最初に取上げた。このような諸商品の中で最初に取上げたのは改善のあとがあるはずだと思ふんですが、私がきょう声を大にして局長に言うことは、そのあとが見られないという証拠に、藤沢薬品の「ノイビタ」、これは七〇%添付ですよ。改善してきた改善してきたといひますけれども、活性ビタミン剤の問題は一番先に取上げました。私は、こういうところで、厚生省自身が業者となれ合ひじゃなかつたか、そのような考えを持たざるを得ないんです。これ、ほんとうに当局としてこのようなことに對して行政

指導してきておるならば、ほかの品物ならばいざ知らず、活性ビタミン剤は一番最初に取上げた。これがいまだにこのような状態であるということ、私は、私は嘆かわしいんです。局長自身としては、誠意を尽くしてやつたとおっしゃるけれども、事實はどうなることもできません。どうしてこのような添付がなされてくるかといへば、ただ単に私は添付だけが悪いんじゃないと思ふんです。

そこで私は、いろいろ流通段階においてそれを調べてみました。どのような流通段階になっているだらう、まあそこには問題点があることを、私は新たな動きのあることをつかみました。製薬会社というものは、御承知のとおり、株価からいきましてもいま上昇しております。内容は非常によろしいんです。その利益というものは全部に分配していくのが当然のことじゃないかと思ふわけなんです。そこで、いま、メーカーから問屋、すなわち卸屋、それから薬局あるいは病院に向かつて、一つの流れが、ずっと薬の流通段階がございす。その流通段階においてどのような仕組みになされていくのか、いま厚生省当局がおつかみになつていらつしやる現況について、あらあら説明していただきたいと思つてございす。

○政府委員(坂元貞一郎君) 医薬品の流通段階は、いま御指摘のように、非常に複雑になつていくわけでございます。現在、医薬品のメーカー数というものは二千四百ぐらいございす。片一方、それに対応します卸問屋というものが三千ちよつとございす。それから小売りの薬局、薬店というふうなものが現在四万軒ございす。片一方、また医療機関側の方は、御存じのように、病院、診療所、非常に数が多いわけでございます。

そこで、医薬品の流通経路をいたしましては、メーカーから卸、小売、こういう世間で言われている通常の流通経路をとつておるものが大部分でございますが、中には、メーカーから直接小売等に、卸を通じないで出しているというふうなものも全体の割合から一割五分ぐらいござい

す。その間、この問屋と言われるものについては、御案内のように、一次問屋、二次問屋、あるいは三次問屋から現金問屋というように、非常に複雑な問屋の流通形態を呈して末端の小売りまで商品が流れていく、こういうようなことになっているわけでございます。概して言いますと、メーカーから卸、小売りを経ます流通の取引経路というのが、全体のやはり八割から八割五分ぐらいでございます。残りの一割から一割五分程度が、メーカーから卸を経ないで小売り段階に直接しているというような取引の経路をやっているというのが、おおよそその実態であるように聞いております。

○田代富士男君 いま概略の説明でございますが、卸問屋を通るのが全体の八割ないし八割五分ということでございますが、その卸問屋のあり方あるいはマージンについてはどのようにお考えになっていらっしゃるか、御説明願いたいと思っております。

○政府委員(坂元貞一郎君) 卸問屋の数は全国に大体三千軒ちょっとくらいあるわけでありまして、この卸問屋の中の種別としまして、先ほど申しましたように、一次、二次、三次あるいは現金、こういうような複雑なそれぞれの種別があるわけでございますが、そこで、私どもが承知いたしております卸売りに関するマージンの実態でございますが、なかなか正確な把握というものは、われわれ厚生省としてはできにくい事情もあるわけでございます。私どもの、現在そういうような正確な調査に基づかない厚生省としての客観的な把握の状況を申し上げますと、マージンというものについてはいろいろな形態のマージンがあるわけでございます。定率のマージンを取っている例もございまして、あるいは値引きというようにあるものによるマージン形態もございまして、あるいは取り扱い高、つまり取引高の多寡によるマージンというような形態もございまして、いろいろな形態がございまして、その形態のどれが全体の何%ぐらいになるかというようないさな点につ

いては、私もちょっと、厚生省という立場においてその実態の詳細について把握がなかなかむずかしいという事情にあることを申し上げておきたいと思っております。

○田代富士男君 いま定率のマージン、あるいは値引きのマージン、取引高のマージン、そのほかにもいろいろあると言われて、厚生省としては正確につかんでいないということですが、この点、公取の考えはどうでありますか。どのくらいのマージンがしかるべきであるかという点。

○政府委員(山田精一君) 再販制度に乗っておりますところの医薬品につきましては、私どものほうでは報告をとっておりますが、今日資料を持ってきておりませんので、正確には記憶いたしておらないわけでございます。ただ、マージンのほか非常に複雑なリベート制度がありますようにございまして。

○田代富士男君 いま具体的な数はおわかりにならないということですが、リベート制度というものがあつたというのですが、実はこれが問題なんです。これが、坂元局長、問題なんです。私もいまでは軽く見ていたんですが、ここに根本的な大きな問題が横たわっている。現在のこういう製薬業界の流通段階におけるこの一大転換期を来たしていると言つても間違いないと思うのです。それは、従来のメーカー、問屋、それから薬局、病院等の流通段階における問屋のあり方というものは、定率のマージンをもつてやるのが、これは商取引の上においては妥当な線じゃないかと思うのです。そのようにしてなされてきたわけなんです。最近はどうであらうか。メーカー自身が多量生産で、その品物は豊富にある。つくった以上はさばかなくちゃならぬ。そうしますと、どうしてもメーカーは割り当て制度をとらざるを得ません。それぞれメーカーにはチェーン制度というものもなされておりますが、その問屋に対して、これだけの数量を売れという割り当てがなされる。そうすると、問屋はそれをさばかなくちゃならない。ここが問題なんです。御承知のとおり

に、メーカーから問題へはC価で渡される、そうすると、問屋から下部機関に対してB価で渡される、これは正常なあり方だと思つていますが、現在の現実はどうかと言へば、メーカーから問屋にまいりますこのC価の価格で、卸問屋自身はその商品に對するマージンはなくして、そのまゝの価格で、薬局なり病院に納めている。C価のまゝで納められている。そうすれば、問屋自身の経営で人件費などというものはどこから出てくるか。そこに、いま公取委員長が申されましたリベートの問題が振りかかってくる。百万円売つたらどれだけ、一千万円売つたらどれだけのリベートを戻す。だから、問屋自身は、従来のマージンによるところの経営からリベートによるところの経営に変わつてきたということなんです。この事実。だから、C価のまま流れていくならば、それは添付するものもできるでしょう。そこに、三〇%添付、五〇%添付、七〇%添付というものの発生原因が一つあるのじゃないかと思うわけなんです。三〇%添付、五〇%添付というものができるならば、それだけ価格を下げたいじゃないか。価格を下げて販売すれば正常になるのじゃないかと思うのです。それが、価格をそれだけにとどめて、リベートという、そういうような名前のものに、取引高によるマージンを取る、問題はこれです。だから、そのようなC価のまゝでどんどん出していきながら、値はくすさない、そうして添付する、リベート制、こういうものを考えなかつたら、これはたいへんだと思うのですが、厚生省の立場として、その点に対してどのようにお考えでありますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 医薬品の販売につきましても、これはやはり御案内のように商取引であるわけでございます。全然リベートを禁止することがいかにどうか、確かにいろいろ議論の分かれるところだろうと思うのであります。少なくとも、正常な商慣習に基づきました常識の範囲のリベートというものは、取引高に依りてある程度やむを得ないのじゃないかというようない意見もござ

いますし、また逆の意見もあろうかと思つていますが、私どもは、少なくとも医療機関のほうに販売しております保険薬剤の分に関しては、いかなる理由があろうにしましても、少なくともこのリベートというものは好ましくない、かように思つていられるわけでございます。したがって、医療機関向けのリベートというものは、先般申しました三月十九日の通達でも、今後厳禁をいたしたいということをはつきり通達でも指示をいたしているわけでございます。いまその線に従いまして業界がどのような形でそれを実施に移すかというのを、先ほど申しましたように相談中である、かような状況に相なつていられるわけでございます。

○田代富士男君 いま厚生省の見解は聞きましたが、公取委のお立場として、いま私が申すところ、添付の問題、リベートの問題——これは、物価を安くするために今回消費者保護の基本法案もできたわけなんです、ここに私は問題があると思つたのです。リベートの問題。このように、メーカーと問屋の不当取引から生ずるところの、発生して起つてくるところの、いま私が申しましたそういう問題の解決をやつていくためには、リベートの問題を検討しなくちゃならない。これを検討するならば物価値下げの一つの方法にもなるのじゃないかと思つたのですが、この点に對しまして、公取のお立場としてはいかがですか。

○政府委員(山田精一君) 第一のリベートの点でございますが、厚生省のほうからも御説明がございましたが、リベートには非常にたくさん種類がございまして、その一部は正常な商慣習といつてしまつても、その程度は認められるものがあるわけでございます。そのうち、独占禁止法の立場からは、二つの面から考えなければいけないと思つてます。一つは、異常に多額のリベートを交付することによりまして、取り扱い業者を不当に拘束するような不正な取引方法に該当しておるか否か。それから第二の点といたしましては、おそらく、先ほ

ど御指摘の品は、私正確には記憶しておりませんけれども、再販に乗っておらない商品であらうと存じますけれども、もしも再販に乗っております商品でございました場合には、第二十四条の二の「一般消費者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するやいなや、この二つの点から十分に調査してみたいと思ふのであります。

それから、もう一つは現品添付でございますが、現品添付が不当景品防止法にいう景品に該当したやいなや、もしも同じ種類の薬剤、これが常識的な範囲、これがどのくらいになりますか、正常な商慣習に照らしまして、かりに一割程度の現品を添付するものであるならば、これは値引きと実質的に同じことで、違法性はないかと思ふのであります。これが不当に大量に添付せられた場合は、これは景品に該当するのではないかと、そういたしますと、不当景品防止法による制限額を超過しておるか、この問題が生ずる可能性がございます。十分調査をしてみたいと、かやうに存する次第でございます。

○田代富士男君 いま公取のお立場としての御説明になった一つの中で、添付の問題について、一割程度であったならば常識としてということでございますが、私がいま申し上げたのは、三〇%、五〇%、七〇%と申し上げたわけなんです。こういう場合には、また制限金額、合計の制限金額等もあるということでございますが、私は、きよりの消費者保護の憲法ともいわれる法案を審議するにあたって、ありのままを消費者の代表として申し上げましたのですから、この点を強く公取のお立場として、ひとつ消費者のために調査をしていただきたいと思います。何らかの形の上におきましてこれを表明していただきたいと思ふわけなんです。またこれは、商慣習である、ただ一言に、何か言えは商慣習だと逃げることはよくないと思ふのです。厚生省の立場としても、商慣習である、そういうことをやっていたならば、一面には近代化をはかれないながら、そういうような

考え方を改めない限り、この問題は根本的に解決しないのじゃないかと思ふわけなんです。

そういうわけで、もう一つ考えられることは、いま公取委員長が、多額のリベットの場合に取引業者が不当に拘束されるような場合があったならば、これは一応検討する余地があるということをお申されましたが、ここで問題は、現在御問屋はメーカーに対して頭が上がりません。これは事実です。ここに私は、いま委員長が申された第一項にまず引かかってくると思ふのです。だから、厚生省の立場として、商慣習である……しかし、いま坂元局長も申された点、根本的には好ましくないものを改めていくという態度を示されましたが、もうこれ以上局長には追及しませんけれども、事実は、御問屋が、じゃそれだけのリベットをもらったといつても、全部もらっているか——リベットは積み立てをされているわけですから、いま、リベットについて種類があるとおっしゃる。私、この間ちょっと調べたけれども、二十何種類ある、調べただけでも、それで、バックマージンとしてそういうことが実施されている。それがなお積み立てられている。製品、あるいは会社、取引商、あるいは契約の年限によりまして、それが二分の一の場合もあれば、三分の一の場合もあれば、五分の一の場合もあるが、そういうふうにメーカーの手によって積み立てられている、こういう事実がございまして、いまの委員長の御答弁と私のいま申し上げる事実との関連性でございますが、これに対しては、いかが公取としてお考えでございますか。

○政府委員(山田精一君) 積み立てました金額が御問屋の要求によりまして適宜適宜に払い戻されるものであれば、格別問題はなにかと存じます。その払い戻しのされ方いかんによりまして、不正な取引方法に該当する疑いがあるように存じます。

○田代富士男君 それが、あくまで御問屋の自主的な立場であったならば、それは認めざるを得ないと申されますが、現在、その実情も、これは

薬品メーカーだけじゃありません。きよりは薬だけを焦点にしほっておりますが、電機にも、すべての面におきまして——私はこの前もここで再販の問題を取り上げましたときに、そのことにちよつと触れたと思ひますが、そのようにメーカー自身に力においてなされておる。だから、御承知のとおり、そのような添付も、問屋が悪いのかメーカーが悪いのか、そのように探求してまいります。

そのような大きなメーカーというものは、いまチェーン制度による御問屋があります。現金問屋もある。一次、二次、三次と、現金問屋、ここが問題になっているわけです。いまメーカーは多量に製品化したものをさばきたいけれども、現金問屋にすぐに出すわけにはいかぬ。そこで、一応問屋を通じて伝票だけは、品物を直送しても伝票だけはこちらで処理していく。この問屋は、要するに総売り上げによるところのリベットですから、バックマージンだけで生活しているわけですから、いままでの適正なマージンによるところの経営でなくして、今日、リベットのバックマージンによつてなされている問屋のあり方になつていく。それは、結局はメーカーが指示している。今度競争になった、入札があった、向こうの商品は七十万である、うちの商品はこれだけだ、じゃ添付をもうちょっとやらないことには勝てない。そうするならば、問屋とメーカーとの相談で、それいけというよりなわけではなつていくのです。添付された商品についてはどうなっているか、これは今回の物価委員会でもまかく申し上げたいと思ふ。添付された薬品がどのように流転をしているか、きよりはとめておきますけれども、こういうような実態で、私は御問屋が任意にやつたというわけには考えられない。とするならば、いま委員長が申されました第一番目の御答弁にこれは関係してくるのじゃないか、そのように私は思ふのですが、いかがでございますか。

○政府委員(山田精一君) 十分調査をいたしてみたいと存じます。

○田代富士男君 で、きよりは経企庁長官もおいでになつていらつしやいますし、時間もありませんから、厚生省に対してはいまの程度で終わりたいと思ひます。

次は、経企庁にお尋ねしたいと思ひます。この消費者保護基本法案が今回審議されることになりましたが、この基本法案は、欧米の先進諸国によりまして、この問題は早くから手をつけられておりましたけれども、日本の国におきましては、この問題がとすれば忘れがちであつたと申します。今日まで日の目を見ないままにやってきました。そのようなことを考えていくと同時に、われわれの立場からするならば、わが国の行政自身が消費者不在の行政であるし、大企業擁護のこのような行政であつたゆがみが、今日やと日の目を見るようになってきたんじゃないか、そのような考えがしてならないわけなんです。幸いにも、今度、いままでの欠陥を補つた、消費者の利益を確保し、国民生活の安定をはかることが要望される法案が出てまいりました。これに對しまして、国あるいは地方公共団体あるいは事業者自身の責務と、消費者の努力を目的として、今回この法案が提出されましたけれども、この法案というものに對する消費者の期待というものは非常に大きいんじゃないかと思ひますが、経企庁長官といふし、どのように効果あらしめるかという、最初にこれに對する希望なり決意を披瀝していただきたいと思ふわけでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 消費者保護基本法案がすでに衆議院で議決されました、本院に送付されておるわけでありまして、このような法案が提出されたこと、ことにこれがいわゆる議員立法の形で提出されたこと、私、あらかじめ予測しておりました。非常に非常に大きな効果があるといふふうに考えております。と申しますのは、いろいろな点からそれは言えることでございますけれども、一つの観点を申し上げますと、かりに政府でこういう法律案を用意するといつたしますと、各

省が合意をしなければ、なかなかこういう法案を提出することができません。しかも、こういう消費者の問題につきましては、田代委員もよく御承知のように、従来各省の行政というものが、どうしても勢い生産者の側に立っての行政が多うございまして、そこで、政府部内で意見を統一しようとしたとしても、實際上非常に事実問題として困難であった。いままでそういうものの考え方があります。いままでそういふものがある。ところが、今回こういう衆議院の、しかも超党派であり、委員に各省の行政の関係を呼び出され、いろいろお尋ねがあったわけであり、そのうちからこの法案の趣旨とするところ、あまり反対の方向で御答弁をしたり、主張したりすることが事実上国会に対してこれはやはりむずかしいわけでありまして、そこで、結果としては、この法案審議の段階で、すでにかなり行政のほうの姿勢を再検討せざるを得ないようなことが、各省について実は起こっておるわけであり、各省について、もうすでにこの段階で非常に効果があったと私思っておりますが、これが幸いにして法律になりますと、今度は、この法律の趣旨に従って、現行のいろいろな関係の法律、食品関係であり、あるいは、たとえば規格表示関係の法律であり、あるいは、いろいろございしますが、従来、これらのものが消費者という観点においてあまり考慮に入らずに法律ができておりますから、それを、この基本法の趣旨にのっとって再検討しなければならぬ、そういうものが相当多くあると思っております。そういうものと、この基本法を母法にいたしまして、従来の、どっかといえは生産に重点を置いた行政——やはり行政の基本になるのはそのおのの業法だもんでございしますから、法律が変わることによって行政の姿勢が変わっていく。従来生産と云ってあったことにはそれなりの意味があったわけでございますけれども、この段階でやはり消費者という意識が

行政全般の姿勢の中に入ってくる、やはりこれは一つの意識革命であるというふうに私は考えておりますが、したがって、こういう法律案が提出されたことについて、私は提出者の方々に非常に感謝をしておるわけでございます。

○田代富士男君 いま、経企庁長官も、最初予定した以上に、もう法案が可決されない現在の審議中から、一歩いままでもより前進した姿が見受けられるという、まあそういうわけで、いままでもない期待をしておるというより長官の御答弁を受けまして、いまの長官の期待とおりこれが現実になってもらいたいことを私も希望し、また、そのように実現するよう努力していかねばならないと思ふわけなんです。しかし、まあ国会でいろいろな基本法の制定が見られたわけなんです。ざっと考えてみるだけでも、中小企業基本法、あるいは農業、教育、公害、観光、原子力、まあこのようにいろいろ基本法が制定されてきたわけなんです。現在のところ、まだ進行形であると言われればそれまででございますが、いままでの基本法のあり方から見れば、さほどのそのようなプラスになる結果というものが……見方によつて、違ひが出ておるといふ見方もありますし、出てないといふ見方もありますが、公平に見まして、まだその実をあげてない。ことに、農業基本法、中小企業基本法にしてもそうでございますが、まだ役に立つところまでいってない。一つ取り上げれば、公害対策基本法等は、住民に一向にまだ役に立つところまでいってないわけなんです。それは、いま長官がこのように期待していると申されるけれども、これがはたしてどこまでできるだろうか。法律が制定された以上は目的を達成しなくちゃならない、私そのように思うのです。これは、いままでの基本法と違ひまして、今回公害基本法にしましても全国民を対象としたものでございしますが、やはり限られた地域も限られたその業界、そのようになっております

が、今回の基本法は、おのずから性質が違ふわけなんです。これがもし中途はんばで終わるようなことがあったならば、法そのものに対する信頼の失墜と申しますか、そういうことが起こることをおそれるわけなんです。いまの長官の御答弁でもけっこうですけれども、私はそういうことが心配でならないんです。従来この農業、教育、公害、観光、原子力、中小企業、そのように基本法とどのような違いがあるのか、その点について御確信のほどをお願いしたいと思ふんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般に法律というものが、狭い意味では、権利義務を規定する、そうして中に強制規定があつて、罰則を伴うといったようなのが昔の法律の狭い概念であつたと思ひますけれども、このような基本法になりますと、ものの考え方を述べているというものがその趣旨であると思ふのであります。ですから、昔の権利義務の法律の概念でいきますと、これには何も書いてないじゃないかといふような批評が起りやすいのでございします。実際はそうではなくて、ものの考え方を法律で書いていただきますと、それによつて行政の姿勢も拘束されますし、それから現存する法律あるいは法令と申しますか、法令がこれによつて再検討されなければならぬ、そういうことになつてまいりますので、実は罰則を伴つた一つ一つの強制規定を置くよりは、もっと広い範囲で、意識の変化を導き出す、そうならざるを得ないのであります。実際、行政というものが、そういうものとして非常に高く評価をいたしますし、おそらく今後具体的な行政の姿勢の変化、あるいはその基本になる法令の変化になつてあらわれてくる、こういう見方をいたしております。

○田代富士男君 いま、そのように基本法に対するお考えを言つていただきましたが、この基本法というものは、期待が大きければ大きいだけに、どうしていままでも早くこういうのが出なかつたか、そういう消費者の声が聞かれます。最近、あまり消費者行政、消費者教育というものに対して無関

心な人々でも、われわれに、何かいいことでもあつかうように——私もいろいろな人から聞いてみますと、こんないい法案がどうして早くできなかったんですかといふような、そういうような声を聞くわけなんです。そういう人々に対して、消費者の味方である長官は、納得さすようにどのように指導されるでしょう。行政指導なるでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) どうしていままでもこういう法律案が出てこなかつたかといふことについて、私は、やはり背景になります国民の意識というものが、いままで成長していなかつたといふことがあげられるのじゃないかと思ひます。こういう法律ができることによつて、さらに意識は高まりますから、両方が相呼応する関係になりますけれども、意識が欠けておるときにはやはり法律というものが生まれにくいのではないかと。では、どうしてそういう意識が高まつてきたかといふことになりまして、一つは、消費者物価が上昇を続けているといふことが、幸か不幸か、やはりどうして原因になつておると思ひますし、それからもう一つは、国会で物価等特別委員会というものが両院で設けられるようになりまして、以前にはこういうことはございせんでしたので、物価とか消費者とかいふ観点から国会が国政を審議されるということが比較的少なかつたのであります。ところが、近年、こういう場ができてまいりまして、私ども行政をやつております者が、そこでいろいろ御質疑を受けて、態度を表明しなければならぬといふたようなこと、また、それがおのずから、国会での御議論でありますから、広く報道されるようになつたといふたような、そういう意識を背景にしてこういう法律案が登場してきた、そういうふうに私は考えております。やはり、これは行政を含めましての国民全体を通じての意識の高まりが背景になつておつたといふ考え方であります。

○田代富士男君 それで、また私はある消費者の一人に尋ねてみました。この物価の問題に対して



て、そういう法律が片方にあつて、その法律のワ  
クの中で、厚生省のお役人さんに幾ら消費者の苦  
情を解決しろと言つてみても、これはできない相  
談であります。そういう事例が、いろいろな、  
先ほど田代先生おっしゃった百五十の法律全部に  
当たつたわけではありませんが、おもだつたもの  
十五、六を洗い直してみたら、全部の法律に  
そういう事態が出てまいりました。

一方、消費者保護行政というものは各省やつて  
いると言ひながら、それぞれの役所の中で消費者  
保護行政をやつてゐる係なり課なりに日が当たつ  
ておりません。それぞれの役所の中で日が当たつ  
ていないのですから、これが予算などということ  
で大蔵省に持つていったときに、もう一ぺんに日  
が当たらない。各担当の課長以下幾ら熱心に取り  
組んでみても、消費者のそういう苦情なり意向  
なりというものが解決されない。

そこで、政府の基本的な消費者保護に関する姿  
勢というものをこゝに基本法でまとめて明確  
にして、この基本法の姿勢に基づいて、い  
ろいろなモニターの方、消費者の方の意見、意  
向、苦情を解決するのには現行法をどうしたら  
いか、そういうことを、基本法というものを制定  
させて、政府にそれだけの責務を負わせてやら  
していき、こう考へて、実は提案をしたような  
ことでございまして、先ほど田代先生から、企画  
庁の長官に、どこまでやれるのかという御質問が  
ございまして、実は、提案者の私どももいたし  
ましては、政府だけにやれやれと言つていたん  
ではどうも心もとないような気がいたします。こ  
れはやはり参議院の先生方をお願いいたしまし  
て、両院の物価関係の委員会が、ちやうど厚生省  
に食品衛生監視というものを強化しろと言つて  
いるように、われわれ物価の委員会が、消費者保護  
問題について政府を監視するわれわれの役目を振  
大していかねば、なかなかわれわれが考へて  
いたような方向へは進みにくいんじゃないか、こ  
うか、このように考へておりますので、そういう観  
点から、実は衆議院の委員会でも議論をしましたこ

とをどう政府が改善をしてきたか、あるいはそれ  
の結論が出たもの、結論の出ないものの中間報告  
を、参議院選挙が終わりましたあとの予想される  
臨時国会で政府から報告をしてくれと、そういう  
約束を取りつけて、監視、アフターケアを続けて  
まいりたい、こう考へておりますので、当委員会  
でもひとつそういう観点からの御協力をぜひお願  
いをして上げたい。かように考へる次第でござい  
ます。

○田代富士男君 いま、提案者としての御苦心な  
さつた点を聞かしていただきまして、両院の物価  
特別委員会が検討していきましようということ  
でございまして、物価委員会は参議院のほうがあ  
いさばかり先輩だものだから、先輩のほうがあ  
いさかりしくちやならないということでも自覚を  
新たにしている次第なんですけれども、まあこの委  
員会に消費者の声を、モニターの声を反映され  
たということもございまして、私もモニターに聞  
いております。で、それぞれのこのモニター制度  
あり方についても検討を要する一面があります。  
各省ともにモニター制度をやつて、ブロック体  
のモニターということにつきまして私の私見も  
持つておりますが、これは次の機会にいたしまし  
て、この基本法案に對しまして、佐藤さん、佐藤  
総理大臣、そのときどきの総理大臣が消費者保護  
会議の会長になるといふようなことが載つてお  
りますけれども、全部はあまり信用しないですね。  
佐藤さんに会長になつてもらつても、ことしの伊  
勢参院に参つたあとに、物価は絶対上げない  
と言つたあとに、公共料金すぐ上げていくじゃない  
か、そういう人が会長になつたらこれはどうなる  
んだ、そういううきつきはこれはよくない、だか  
らそういうわけで佐藤さん自身が会長になるとい  
うのはよくない、これはあくまで消費者保護基本  
法案だから何が何でも消費者の保護会議をつ  
くるならば、われわれ自身の消費者だけの委員  
会なるものをもつてやるべきものじゃないか、佐藤  
さんにそういう会長になつてもらうわけにはいか  
ぬ、そういう声がありますし、これは余談になり

ますけれども、ことしの予算が五兆八千数百億に  
なつておりますが、これをこゝろ読みいたしま  
す、こまかい数字は省略しますが、ことしの予算  
を縦にこゝろ読みしますと、五兆八千億が「今夜一  
ぱいぐんとやれ」と、こゝろのついでです。「今夜一  
ぱいぐんとやれ」。これは、佐藤総理はじめ  
みな政府の当局者が、あの物価値上げで苦しんで  
いらつしやる皆さんたちだろから、たいへん  
ろ、今夜一ぱいぐんとやつてくださいとい  
う、ことしの総予算ですと、そういうこと  
でございまして、今度、消費者のわれわれがそれ  
を受けて、五兆八千のこのあれをわれわれの立場  
から、「いや一ぱい食わされた」ということにな  
る。いつも値上げしない値上げしないと言ひなが  
ら値上げしているじゃないか、いや一ぱい食わさ  
れたと読めるわけなんです。そういうわけで、こ  
の会長も、われわれ消費者自身がそれをやるべき  
だ、それから消費者保護基本法だから消費者が不  
良商品で損害を受けた場合はわれわれはどうして  
くれるんだ、そういう補償の点に對して何ら明記  
していないじゃないか、それでもどうして消  
費者保護基本法であるか、こゝろの意見が  
出てくるわけなんです、こゝろの意見に對しま  
しては、私は、いろいろ今後におきまして、これ  
は砂田先生でございせんが、経企庁の当局者  
といたしまして、これは考へていくべき点がある  
のじゃないかと思ひますが、こゝろの意見に對しま  
して、消費者の損害を補償するものはないとい  
う、佐藤さんが会長になるといふのはいやだ、  
佐藤さんという固有の詞ではございせんが、総  
理大臣が会長になるということに對しまして、そ  
ういふ考へ方があるのですけれども、これに對して  
どういふふに、こゝろの人の疑いをもつていく  
ようになされるのか、ひとつ当局から御説明願  
ひたいと思ひます。

○衆議院議員(砂田重民君) 一部だけ私お答えし  
ておきたいと思ひますが、佐藤さんを信用なさる  
かなさらないか、これは、いろいろ好き好きだろ  
うと思ひのです。私自身に、おまえ信用するかと  
言われても、ちやうと答弁に窮するのですが、た  
だ、佐藤さん個人というよりは、総理にやはり責  
任を持たせる、預けてやらせることではなくて、  
やらせるのは私は国会の一つの責務だろと考へ  
ておりました、提案者もいたしましては、引き続  
いて、先ほど申し上げたようなアフターケアの段  
階で、消費者保護会議の議長を総理をして国会の  
われわれでやらせる。少なくともそういう気概だ  
けは持つております。やるかやらないか信用でき  
ないではないかという御議論はあると思ひます。  
御議論はあると思ひますが、われわれとしては、  
やらし得るといふ確信を実は持つておりますこと  
だけを御答へしておきたいと思ひます。

○政府委員(八塚陽介君) 苦情処理の問題につ  
きまして、ただいまきかれて具体的な、たとえば苦  
情があつた場合にそれを補償するといふようなこ  
とが何ら具体的に書いてないが、実際問題として  
どうするかといふお話があつたわけでもございま  
す。消費者としての苦情は、これは実はきわめて  
いろいろな部門で出てまいると思ひます。たと  
えば、割賦販売の場合にもそれなりの苦情があり  
問題がある。あるいは衛生上の問題においてもそ  
ういふ問題が出てまいる。各部門、いろいろな部  
門でそれぞれ苦情の態様が違つてございま  
す。したがって、問題はむしろそういう多  
面に出てまいります。しかも、きわめて日常生活  
の体験に即した苦情を行政としてどういふふう  
に受けとめるかといふことになりまして、第一に、  
やはり苦情を出される方は、何といひますか、ま  
ず、しつと、アマチュアでございまして、で  
きるだけ、この法律にありまうように、末端の段  
階でいわばその苦情を受け付けるといふような体  
制の整備を、かつ、できるだけ末端の段階でそ  
ういふ処理のあつせん等をすることゝ必要  
であらうと、そういう旨がやはり第十五条にある  
のでございまして、それから、具体的なものにつ  
いての問題、たとえば表示と異なつたものを買わさ  
れたとか、あるいはこれを買つたことによつて身

体上の何がしかの問題が出たというよりなことに  
つきましては、これもやはり一括して処理する、  
何がしか行政機関が責任を持って一括して処理す  
るというよりも、むしろ、取引の問題として各業  
界がそれぞれ体制を整えて、そしてそれによって  
具体的にそれぞれ処理してもらおうということが必  
要だろーと思ひます。そういう体制につきまして  
は、正直に申しまして、現在の日本のいわばそう  
いう業界の関心というは薄いようございま  
す。そういう点につきましては、私どものほう  
も、あるいは所管の閣僚省を通じて、業界にそう  
いう体制を整えてもらおうという方向で指導をして  
まいる必要があるかというふうに考えておるわ  
けでございませう。確かに、御指摘になりましたよ  
うに、苦情処理の問題につきましては、これは基  
本法でございませうから、具体的にそういう点につ  
いては書いてございませうけれども、今後われわ  
れがこれに基づきまして行政上やっつけていくべきこ  
とについては方向が示されておるわけございま  
すから、そういう制度について今後進めていき  
たいというふうに考えます。

○田代富士男君 いま、消費者の声でございま  
した、そこで、私は、消費者保護基本法案を勉強  
する前に、終戦後われわれの消費生活がどのよう  
になされてきたかというのを、ざっと調べてみ  
たわけなんです。そうしますと、まあ大きくは、  
これは私なりの意見ですが、三つないし四つに段  
階を分けることができるのじゃないかと思ひので  
すね。

その第一番目は、終戦直後から昭和二十五、六  
年ごろまで。これは、一口に表現するならば、  
赤字タケノコ生活の時代じゃないかと思ひので  
す。これは終戦直後で国民生活の最もひどい時期  
じゃなかったかと思ひわけなんです。消費生活も  
極端に低下しまして、勤労者の家計も赤字であ  
る。それと同時に、食糧難、そのために衣類すら  
一枚一枚捨てていかなければならない。一枚一  
枚ぬぐたに涙が出てくる。そこでタケノコ生  
活、あるいはタマエギ生活の時代であつたといわ

れるのが昭和二十五年ごろまでじゃなかったかと  
思ひわけなんです。そこで、そのときの総理府統  
計局の資料で東京都の勤労者の消費水準を戦前と  
比べてみましたら、昭和二十二年で戦前の昭和七  
年一十一年ごろに比べますと五五％という低い  
水準に落ちておるわけなんです。昭和二十一年は  
二十二年よりさらに低水準になっておる。四〇％  
前後じゃないか。食糧の消費水準はどうかといえ  
ば、二十二年でも戦前の五九％という、飢餓状態  
ですが、そのような数字が出てきておるわけ  
です。そのために、有名な、判事の、配給の米しか  
食わないという死亡事件があつたというタケノコ  
時代じゃなかったかと思ひます。

そうして、昭和二十五年から二十九年まではど  
うであるかといへば、戦後九九年ぐらゐでやつと  
戦前の消費水準まで上がってきたという時期がこ  
の時期じゃないかと思ひわけなんです。ここで特  
筆すべきことは、経済統制の撤廃、所得の上昇が  
見受けられてきておるわけなんです。そうして  
生活物資の生産が増加されてきておるのです。こ  
のように戦前の水準に戻つたという時期じゃない  
かと思ひます。

それから、昭和二十九年から三十八年ごろまで  
はどうであつたか。さあ、こゝろあたりから消費  
革命の時期になつてきたのじゃないかと思ひま  
す。だから、この時期で最も大きい役割を示し  
てきたのは、戦前の生活では夢同様でありました  
三種の神器と言われたテレビ、電気洗たく機、冷  
蔵庫等が手に入るようになり、耐久消費財が急速  
に普及してきて、消費構造が高度化してきたとい  
う時期になつてきたのじゃないかと思ひわけなん  
です。そうして、国民所得の統計も、一人当た  
り実質個人消費支出の増加を見えますと、年率  
にして六・二％、これは昭和二十六年一二十八年  
の一〇・八％に比べると約二分の一ということに  
なつてきておるわけなんです。このようにして  
消費構造の変化がなされて、耐久消費財というも  
のがどんどん進出してきた時代になつてきた。こ  
れですべてのものが改革されてきておるわけ

す。衣料品も、綿から化繊、ナイロン、テトロ  
ン、あるいは食糧も、いままでも魚とか野菜とか乾  
物を主体にしてきたものが、肉、牛乳、バター、  
ハム、ソーセージ、このように食生活も変わつて  
きております。また、燃料におきましては、炭か  
ら電気、石油、そのようにずっと変わつてきたの  
がこの時期じゃないかと思ひます。

そうして、三十九年以降というのはどういふ問  
題が特徴になつておるだろうか。これを調べてみ  
ますと、ここが一番問題点になつてきます。経  
企庁長官が長官に就任なされて、経企庁の中  
期計画のあのパンフレットを讀ましていただきま  
したところにも、る書いてありましたところと  
相通するものがございますが、このように、消費  
革命がわれわれの日常生活の中におきましてだん  
だんとなされていくと同時に、レジャーブーム等  
は国際水準までもいつてしまつておるわけなん  
です。残された問題は何かといへば、住宅問題、  
あるいは生活環境問題、あるいはそのような公害  
問題。そのように、個人の力で改善された部門に  
つきましては、逐次そのように消費革命をしてま  
いりました。しかし、このように、公的な、公的な  
生活面の本格的な改善がこのように取り残されて  
きたというのが、現在の一番大きな問題じゃな  
いかと思ひわけなんです。これに對しまして、やは  
り経企庁といつたしまして、このように全般に對し  
ましてどのようなお考えであるか。やはりこれも  
改革していかなければならぬ、このように問  
題点がおくれてきたその原因はどこにあったの  
か。また、このおくれをどのようにして取り戻そう  
としていこうとするのか。終戦後のこのような消  
費生活をざつとながめてきたところから、私は経  
企庁長官にお伺いしたいと思ひわけなんです。

○国務大臣(宮澤喜一) 戦後の段階的な変化に  
つきましては、私もそういう見方でございませう。  
仰せられましたことのように考えております。  
そこで、ただいまの問題は、一つは家の問題で  
ありますし、一つは生活環境施設でございませう  
し、さらに公害といつたような問題をおあげにな

りました。そのとおりであると思ひます。そこ  
で、こういうことになつた原因は何かと言われま  
すと、私はやはり、まず第一の土地あるいは家と  
いう問題については、これは、理由はともあれ、  
原因はともあれ、大都市に人口が急速に集中を  
したということに一番関係があると考えておりま  
す。国全体として見て、元来土地は広いほうで  
ございませうけれども、しかし、地方ではまだ、  
かなり広い土地、かなり広い家を持つておる農家  
などは相当あるわけでございますから、やはり都  
市に人口が急速に集中したということがこの原因  
であつたのではないかとこのように考えます。

で、対策といつたしましては、これはもう、ど  
ういたしまして、一つは土地の問題を解決しなけ  
ればならぬわけですが、これはいろいろな説も  
ございませうが、結局は、土地収用の問題である  
か——これはすでに改正法を昨年御可決いただき  
ましたので、今年度から施行されておりますが、  
そのほかに、やはり都市計画法——今回全面改正  
を目下本院で御審議願つております。これをひと  
つ御可決いただきまして、それによつて土地利用  
計画というものを、公権的に、公権力でつくり上  
げる。多少そこには私権の制限といふことを含ん  
だ思想もございませうが、これも私はやむを得ない  
ものと思つておりますので、そういうことによつ  
て、土地利用区分、土地利用計画というものをひ  
とつちやらしていただきたいと思ひます。それに  
よつてある程度宅地の確保もできる、こういう考  
え方をしておりますので、法律万端という意味で  
はございませうが、やはりこれができませんと、  
どうもこの問題は一歩先へ進まないといふふう  
に実は考えておりますので、この点を御提案申し上  
げておるわけでございます。

それからもう一つは、個人の所得がかなり上昇  
しながら、それが土地あるいは家屋の取得にまっ  
すぐにつながらないというところに一つ問題がご  
ざいまして、まあこのごろは、だんだん住宅ロー  
ンのようなものも出てはまいりましたが、もう一  
つ、なかなかそこまでいくふり要るのではない

というより現状であらうと思います。

生活環境施設につきましては、これもやはり立ちおくれしておりますが、一つはやはりこれも都市化の結果であると思いますが、本来わが国の場合、この生活環境施設というものは戦前も非常におくれておりましたので、やはり国の成り立ちが古いということからでもございましょうが、道路であるとか下水道であるとかいうものは、きわめてこれは国全体にわたって立ちおくれしております。これは、やはり歴史的にストックがなかったというこの結果ではないかと見ているのでございます。すいぶん毎年公共関係の投資はしておりますけれども、なお経済成長に追いついていない。しかし、これは毎年のフロー、流れの投下している度合いにおいては、世界でおそらく一番高いところの率で投下しているわけでございますが、何ぶんにもストックを欠いておったということとで、まだきわめて不十分であります。

公害という問題は、戦後、しかも最近になって人々の意識にのぼるようになった問題でございますが、結局、これは先ほど申し上げました土地利用計画と、かなり密接な関係がございます。工場の立地の問題に相当密接な関係がございますことと、もう一つは、公共負担もある程度当然であらうかと思いますが、企業の側における社会的責任というものが、やはりこの公害問題には伴っているのではないかと。これも、各省の間に、いろいろ、先ほど御指摘のとおりの方の違ひがございますけれども、しかし、やはり企業にはそういう社会的な責任があるという概念だけは、もうこれから育てていかなければならない。むしろ、それに見合いますものとして、その場合に税法上の特種の措置を設けるとかいうようなことは必要かと思ひますが、やはり企業に責任の一半があるという思想をこれから育てていく必要があらうかと思っております。

○田代富士男君　じゃ、委員長からきょうは四時までということでございますから、また次回の委

員会に回すといたしまして、もう一問だけできょうは終わっておきまして、次回に回したいと思ひます。

いまま長官から、大都市に人口が集中したというところから、いろいろ御説明をさせていただきましたが、私は、一つは、今日までの経済成長の内容というものは、これまでに資本財、あるいは生産財部門の設備拡張から、中小企業あるいは農業の近代化と、住宅、道路、交通機関、いま説明されました上下水道、環境衛生の改善、そういうふうには私は向けられていくような時点になつてきたのではないかと思ひます。

そういう意味におきまして、私たちが望むことは、こういうことをやっていくことが福祉国家へ通ずる道になるのではないかと、そのように思ひますし、これをやっていかねばならない期間がいまからの期間じゃないかと思ひますし、そういう意味におきまして、住宅、生活環境の改善等も重要でございしますが、そういう意味で消費者の保護政策を進めていく、それが、いま申すように、社会保障や教育を含めて社会開発に進んでいくし、社会国家建設に進んでいくことになるのではないかと思ひます。いまさっきの説明からあわせて私はそのように思ひますが、経企庁から出されたものも読みましたけれども、その点は相通ずるものがあります。長官のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。そうして、こまかい、また次の問題につきましては、次回の委員会において質疑をさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君)　御指摘の点、まことに私も同感でございます。そのようなことは、また、政府が毎年発表いたします国民生活白書でもしばしば取り上げているところでございまして、施策の重点は今後そういうところになければならないというふうに考えております。

○委員長(大森久司君)　他に御発言がなければ、本案に対する質疑はこの程度にとどめたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時十一分散会

第七号中正誤

| ページ | 段行  | 誤   | 正       |
|-----|-----|-----|---------|
| 四   | 終わり | だかり | ばかり     |
| 五   | 二   | 実は  | 実は内容はなか |
| 六   | 三   | 送行会 | 壮行会     |
| 一三  | 一   | 肥育  | 飼育      |
| 一五  | 三   | 沖繩と | 沖繩の     |

第八号中正誤

| ページ | 段行  | 誤    | 正      |
|-----|-----|------|--------|
| 五   | 終わり | 衆議員  | 衆議院    |
| 六   | 二   | なければ | なれば    |
| 七   | 三   | 現段階  | 現段階    |
| 八   | 四   | というが | ということが |
| 一〇  | 三   | 規則   | 規制     |